

兵庫県宝塚市教育委員会

医療的ケアを必要とする児童数 3人

医療的ケア看護職員数 3人

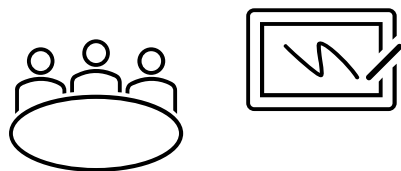
本事業の構想

各学校における医療的ケア児に係る総括的な管理体制を整備するために、医療的ケア実施体制の整備に関する検討会を設置し、市のガイドライン及び学校が策定する実施要領のモデル案を策定する。また、医療的ケアを安全に実施するため、必要な看護師を確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、全ての看護師が各学校の児童生徒に対応できるようにするため、看護師の適切な配置、情報共有及び研修のあり方について検討する。

実施体制の構築に向けた取組

教育委員会・学校の体制整備

- ・医療的ケアを安全に実施するために、必要な看護師の確保、看護師の適切な配置を実施
- ・医療的ケア実施体制の整備に関する検討会を立ち上げ、第1回目の検討会を開催
- ・学校内の医療的ケア会議を開催し、情報共有



（医療的ケア会議）

構成員：学校長、関係する教員、養護教諭、看護師等

医療的ケア看護職員の雇用・配置

教育委員会に3名の看護師を配置し、ローテーションを組み、医療的ケア児が在籍している3校を巡回

医療的ケア児受入れまでの流れ

- ・保護者への事前説明（学校）
- ・校長に申請（保護者）
- ・校内委員会で協議（学校）
- ・主治医への受診、指示書依頼（保護者）
- ・学校、教育委員会へ指示書の提出（保護者）
- ・手順書の作成、確認（学校・看護師）
- ・実施の可否決定の保護者への通知（校長）
- ・校長への同意書の提出（保護者）
- ・医療的ケアの実施

医療的ケアの実際

【児童1（小学校）】
酸素ボンベの交換を適切に行うことができるよう、看護師が支援又は見守りを実施

【児童2（小学校）】
自己導尿の確立に向けて、看護師が支援又は見守りを実施

【生徒1（中学校）】
ストレッチャー、人工呼吸器を使用し、授業中も全介助が必要なため、看護師が常時学校に待機しながら必要な支援を実施

次年度の取組

- ・引き続き、医療的ケア実施体制の整備に関する検討会を開催し、ガイドラインの策定を含め体制整備について協議
- ・医療的ケアに精通した医師を医療的ケア指導医として委嘱し、巡回指導などの方法で、学校や看護師が定期的に医療的ケアに関する相談に対する助言など受けることができるよう、支援体制の充実に推進